

4月に採用・転勤された方へ

新たに認定した通勤・住居・扶養手当は、5月分給与で4・5月分の手当が支給されます。学校事務センターでも確認を行いますが、認定件数も多く誤払いを避けるため、ご自身でも2ヶ月分が正しく支給されているか、ご確認ください。

◇下記に該当する場合は事務職員までお知らせください◇

- ・扶養している家族の就労状況（就職、退職、労働時間など）に変更がある場合
- ・住居を変更する場合や契約内容に変更がある場合
- ・通勤方法や通勤経路に変更がある場合
- ・結婚や出産などにより家族構成に変更がある場合



◇住民税についてのお知らせ◇

学校に勤めている県費負担教職員（非常勤講師は除く）は、特別徴収（給与天引き）が原則です。自宅に住民税の払込通知書が届いても、支払いをせず、事務職員にお知らせください。

☆6月給与より、令和元年分の収入に応じた額の住民税が、毎月給与天引きされます。

☆1月1日に住民票がある市町村に、県教委が給与で天引きされた住民税を払います。

☆5月下旬に住民税の決定通知をお渡しする予定です。

福利のたより読んでいますか？

福利のたより（最新号は453号）には、福利厚生事業のお知らせがくわしく掲載されています。ぜひ読んでください。今年度の発行は、4・7・9・11・2月の年5回の予定です。



◇特殊勤務実績簿について◇

5月分は5月25日（月）
学校締切です。

その後、すぐにシステム入力し、6月の給与で支給します。

必ず、提出の期限を守ってください。よろしくお願ひします。

◇学校事務に関するお問い合わせや相談ごと・・・亀山市学校事務センターまで
専用電話 82-1177 FAX 82-2766